

電力・ガス取引監視等委員会

システム改革における 電力・ガス取引監視等委員会 の役割変化

PwC Japan有限責任監査法人 村松久美子
2024年4月16日



pwc



Table of Contents

1. 登壇者紹介

2. 電力・ガス取引監視等委員会の役割変化

3. PwC Japanグループ 紹介





登壇者紹介

■ PwC Japan有限責任監査法人 村松久美子

以下のエネルギー領域、会計および内部統制の専門領域の知見に加えて、『資本市場の番人』と言われる公認会計士の視点より、電力・ガスシステム改革における電力・ガス取引監視等委員会の取り組みを分析する。

専門領域

US SEC上場日本企業や外資系企業日本子会社の会計監査に従事。その後、会計アドバイザリー業務に従事し、専門領域は財務報告体制構築支援、内部統制構築支援、GAAPコンバージョン（国際財務報告基準/米国会計基準）、SECファイリング支援。

PwC Japan有限責任監査法人のエネルギー・資源、電力・ガス、金属・鉱業インダストリーセクターのメンバー。

資格

日本公認会計士

有識者会議等委員

- ◆ 資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会において、2015年10月より電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会委員
- ◆ 2015年10月より基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 財務会計ワーキンググループ委員
- ◆ 2017年12月より経済産業省 電力先物在り方検討会委員
- ◆ 2018年2月より内閣府民間資金等活用事業推進委員会専門委員
- ◆ 日本公認会計士協会 業種別委員会 電力業及びガス業専門部会 委員

PwC Japan有限責任監査法人について

Assurance

PwC Japan有限責任監査法人は、日本で監査およびアシュアランスサービスを提供する、PwCグローバルネットワークのメンバーファームです。世界で長年にわたる監査実績を持つPwCネットワークの監査手法と最新技術により世界水準の高品質な監査業務を提供するとともに、その知見を活用した会計、内部統制、ガバナンス、サイバーセキュリティ、規制対応、デジタル化対応、株式公開など幅広い分野に関する助言（ブローダー・アシュアランス・サービス）を通じて社会の重要な課題解決を支援しています。PwCビジネスアシュアランス合同会社、PwCサステナビリティ合同会社、PwCリスクアドバイザー合同会社、PwC総合研究所合同会社とともに、信頼されるプロフェッショナルとして、日本の未来にあらたな信頼をもたらすことを、Assurance Vision 2030として掲げています。

PwC Japan有限責任監査法人

- 設立
2006年6月1日
- 代表者
代表執行役 井野 貴章
- 所在地
東京、名古屋、京都、大阪、福岡
- ウェブサイト
www.pwc.com/jp/assurance

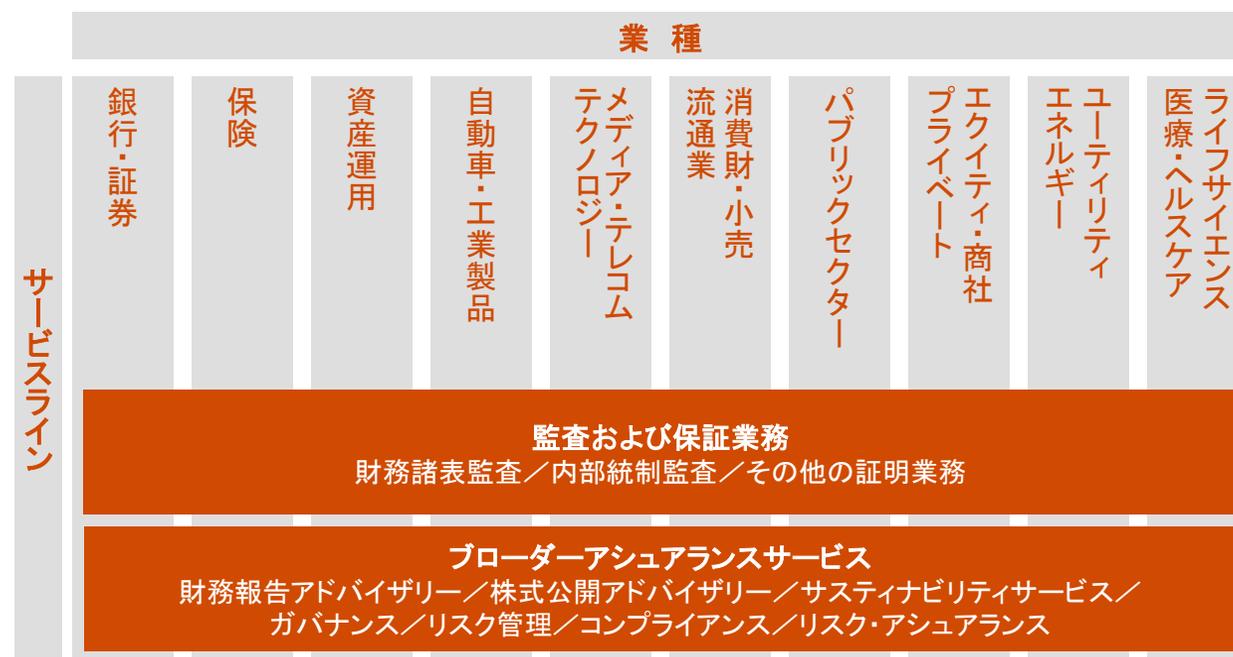


Table of Contents

1. 登壇者紹介

2. 電力・ガス取引監視等委員会の役割変化

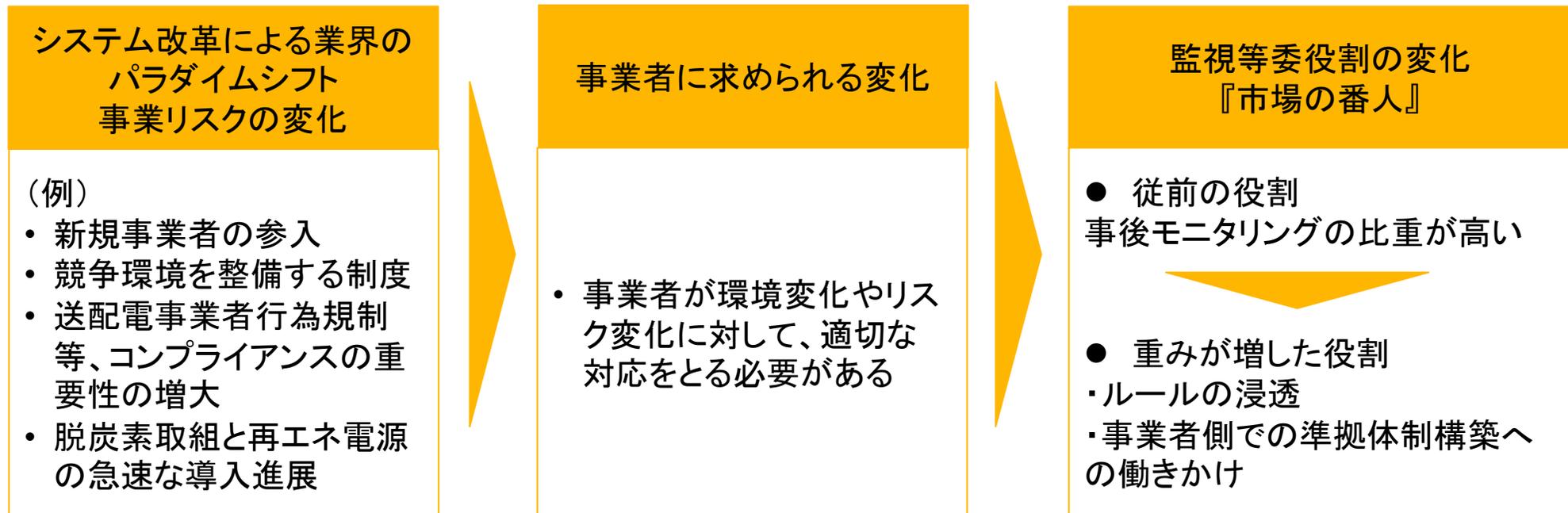
3. PwC Japanグループ 紹介





電力・ガス取引監視等委員会に求められる役割の変化

- 電力・ガスのシステム改革の進展を受け、事業者に変化が求められるとともに、電力・ガス取引監視等委員会（以下、監視等委）の役割にも変化が求められている。従前は制定された法律・政省令への準拠性のモニタリング、違反事案に対する検討が主体であった。変化の著しい最近の環境下において、また重要事案に対しては、ルールの浸透や事業者への働きかけといったより踏み込んだ役割の重みが増している。





監視等委の役割・機能

- 電力・ガスシステムにおける監視等委の役割・機能には、市場における発見的統制と予防的統制の2つの役割がある。従前は発見的統制すなわち事後モニタリングの比重が高かったが、事業者に寄り添った助言を行う予防的統制の重要性が高まっている。特にルール遵守には正しく理解し浸透させるためのサポートが準拠性モニタリングと合わせて必要であり、それらの結果としてルールの見直しまで行うサイクルが考えられる。
- 発見的統制と予防的統制とは
内部統制や不正対応にて構築されるコントロールの種類。
 - ・ 発見的統制：ルール準拠違反が生じたことを発見し、チェックして問題有無を確認できるようにする統制
 - ・ 予防的統制：ルール準拠違反が生じないように未然に防ぐ、起こさせないための統制



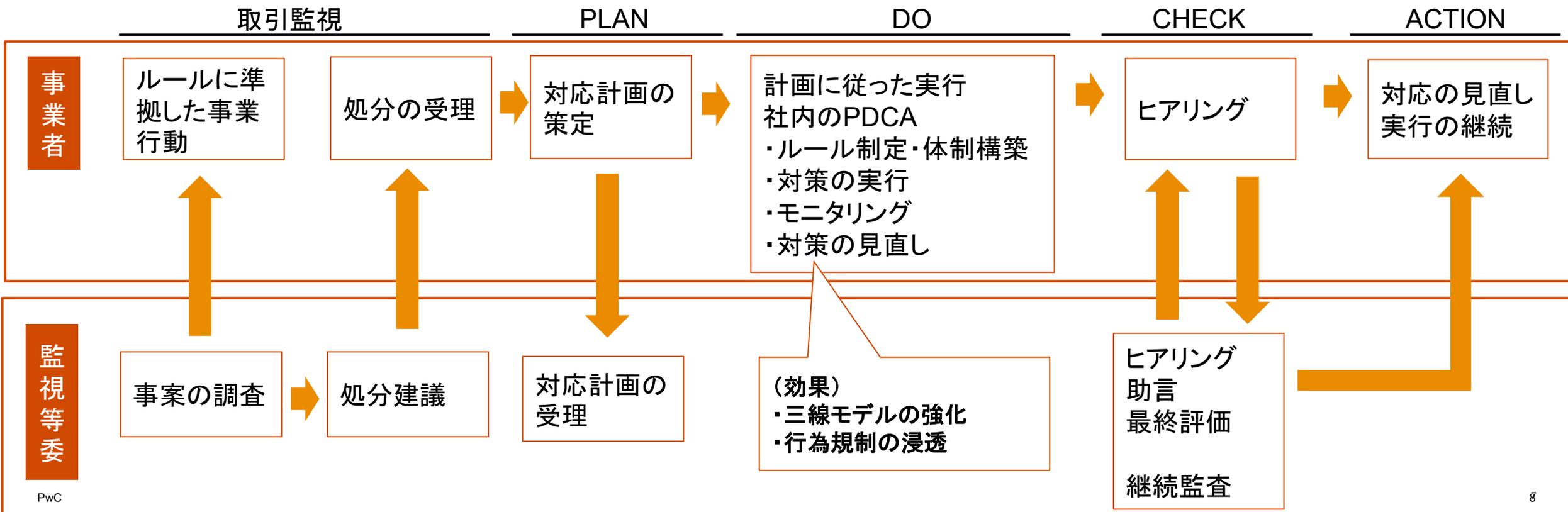


監視等委によるヒアリングや助言

■ ルール準拠のために事業者がPDCAを回して対応を進める際には、事業者責任での主体的な実施が原則である。ただし事案によっては監視等委によるヒアリングや助言がなされることによって、以下の効果が期待できる。

- ① 外部からの監視により事業者の取り組みを後押しし実効性を高める
- ② 事業者におけるルールに対する正しい理解の浸透をはかる
- ③ 事業者取り組みの不十分な点についての補正をはかる

(例) 行為規制における情報漏洩事案に対する監視等委の対応





行為規制における情報漏洩事案

- 事案に対する処分等において、再発防止策のひとつに内部統制の抜本的強化策の実施が求められた。
- 事業者は内部統制の強化策として、社内の組織・仕組みとして**三線モデルを強化**する取り組みを実行中。事案が発生した要因への対策に加えて、組織の自律性を高めることで再発防止をはかっている。

一般送配電事業者及び関係小売電気事業者への命令・勧告内容②

- 処分等においては、各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者に、再発防止策として、以下の措置を講ずるよう求めている。
 - ① 関係事業者において協議の上で、託送情報を取り扱うシステムの共用状態を速やかに（約3年以内を想定※）解消する計画の立案及び経済産業省への提出（本年5月12日ㄨ）。計画の進捗状況の定期的な経済産業省への報告及び当該計画の実施。

※合理的な理由があり約3年以内に共用状態を解消することが困難である場合は、その旨を記載すること
 - ② 行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策の検討（6頁記載の事項・観点を満たすもの）、経済産業省への提出（本年5月12日ㄨ）及び定期的な状況報告。
 - ③ 事案の内容及び発生原因の調査、社会に対する公表、並びに、関係者の厳正な処分（命令・勧告対象外の事業者を除く。）。
 - ④ 改善計画が不十分と認められる場合の追加的な改善策の実施及び経済産業省からのフォローアップへの誠実な対応。

第84回制度設計専門会合
資料4(2023年4月25日)より抜粋



行為規制における情報漏洩事案

- 事業者による三線モデルの強化に対して、監視等委による現地ヒアリングを実施している。
- ヒアリングにより、組織上位置づけ、各線の役割、取組内容が適切な効果を上げうることを確認している。
- 集中改善期間後には行政監査を通じて、定期的に監査が行われる予定であり、取組の実効性を担保する。

現地ヒアリング等の結果（各論②：三線管理について）

第90回制度設計専門会合
資料6(2023年10月31日)より抜粋

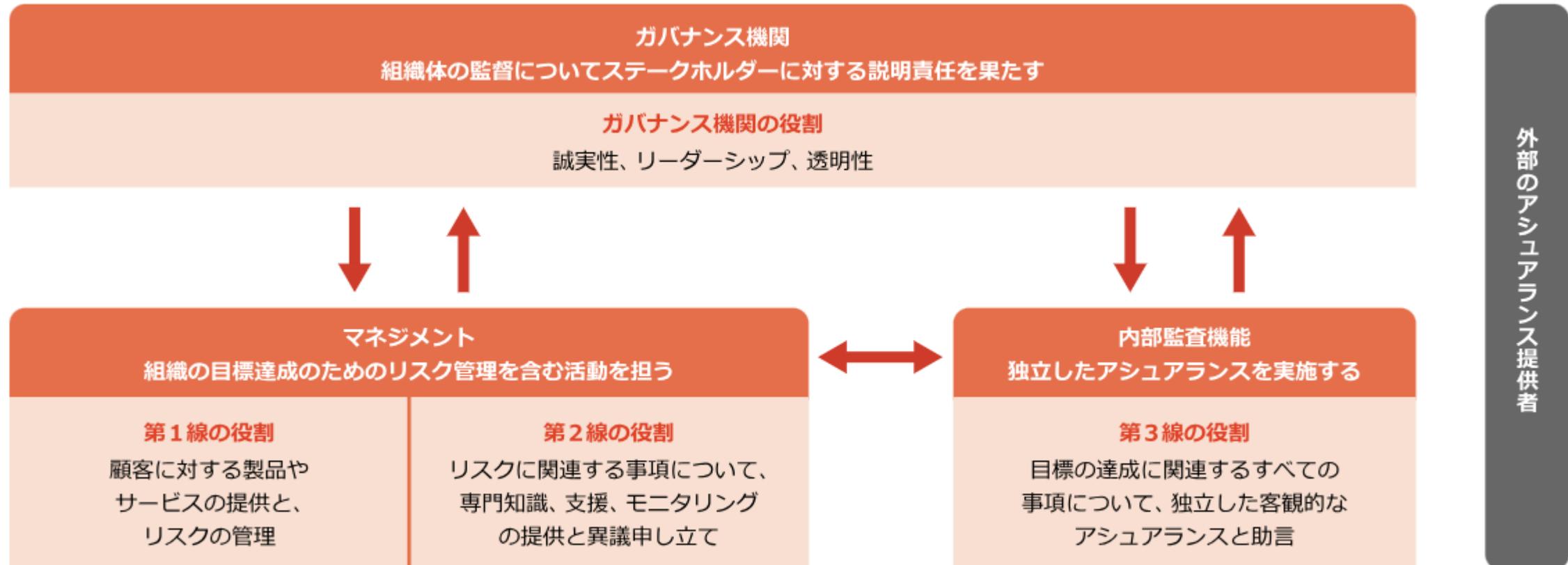
- 現地ヒアリング等において、**第2線、第3線機能を担う部署の管理職及び担当者に対して、それぞれの体制と取組**について、聞き取りを実施した。

区分	確認事項	体制と取組内容等
第2線	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組織体制(第2線担当部署・会議体) ✓ 第1線に対するサポート機能 ✓ 第1線に対するモニタリング機能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本事例を受けて、全ての事業者において、行為規制の遵守に向けて第2線機能を担う部署又は委員会等の会議体を設置している。 ✓ 当該部署又は会議体の事務局において、能動的に（網羅的に確認を実施する等）又は受動的に（相談を受けて確認する等）、第1線の業務マニュアルの策定・改訂に関与している。 ✓ 行為規制相談窓口を設置し、行為規制に関する質問及び日常業務における悩みを全社的に吸い上げる仕組みを構築している。 ✓ 多くの事業者において、第1線に対するモニタリングの具体的な方法については検討中である。
第3線	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 組織体制 ✓ 活動計画 ✓ 重点監査項目 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多くの事業者において、内部監査部署内に行為規制監査に特化したチームを新たに編成している。 ✓ 多くの事業者において、今年度上期に第1線に対する再発防止策の進捗状況に係る内部監査を実施し、その結果について現在とりまとめ中である。 ✓ 一方で、多くの事業者において、第2線による第1線に対するモニタリングの具体的な方法について検討中であることから、第2線の活動に対する監査は今年度下期に実施予定となっている。



【参考】三線モデルの概観

- 三線モデルとは、IIA（The Institute of Internal Auditors：内部監査人協会）の提唱する組織のリスク管理・統制活動のモデルである。ガバナンスとリスク、コントロールに関する組織内の職務の割り当てとそれに基づく連携と協働の方法を示している。





監視等委における機能向上の期待

- 監視等委機能の向上のために考えられる点として以下の事項があげられる。
結果として事業者負担の軽減効果も期待される。

分類	検討事項	期待される効果・課題等
リソース	<ul style="list-style-type: none">・ 専門人材の拡充(内部統制、ITシステム等の専門家)・ 人員ローテーション時にそれまでに蓄積された知見を文書化、十分な引継ぎの実施・ 一時的に負荷が高まる業務の一部につき外部委託の検討	(効果) 限られたリソースの有効活用 知見の蓄積による高度化・効率化
事業者改善の効率化	<ul style="list-style-type: none">・ 改善計画に対して、実行前もしくは実行中の可能な限り早期の段階での計画修正に関するフィードバックの提供・ 改善取り組みに対するヒアリングの際に最終結論ではない現場講評の提供・ 改善取り組みの評価項目は、ヒアリングの際にカバー・ 事業者が早期に不明点を相談する相互関係・ 生成AI等による検索・相談ツールの提供:ルール(解釈を含む)や過去指摘事項を事業者が検索できる	(効果) 事業者による改善のための試行 錯誤時間を低減し、早期の改善に導くことができる
監査・モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・ 行政監査の計画策定時には、事業者に関する情報収集を前提にリスク評価を定性的・定量的に行ったうえで監査を実施する項目を識別・ 行政監査による事業者の三線モデルや内部監査機能の評価、結果の利用・ オフサイト、オンサイトのモニタリングの使い分け<ul style="list-style-type: none">- オフサイト:事業者から提出された情報やデータをもとに分析の実施- オンサイト:本社・事業所にて対面質問、資料閲覧、作業観察等・ データ分析等におけるDX化の進展	(課題) モニタリングにおけるDX化の進展には、電力・ガスシステムや市場の安定的な制度が前提となる (頻繁な設計変更はDX化に負荷となる)



システム改革に伴う見直しの必要性

- システム改革に伴い、従前事業者で作成・提出していた文書様式の作成および監査が不要となる一方で、新たに追加された重要文書様式は行政監査や会計監査の対象に含まれているか、見直しが必要である。

(例)レベニューキャップ

従前	託送収支報告書	超過利潤計算書等を含む	<ul style="list-style-type: none">・値下げ要否判定の基礎となる・外部会計監査人による会計監査の対象・行政監査の対象
導入後	託送収支報告書	超過利潤計算書等は作成対象から削除	<ul style="list-style-type: none">・外部会計監査人による会計監査の対象・行政監査の対象
	期中評価資料 事後評価資料	指定された様式で実績集計	<ul style="list-style-type: none">・外部会計監査ならびに行政監査の対象に含まれない・期中評価資料ならびに事後評価資料の信頼性が十分に担保されない恐れ・制御不能費用など、事後的に収入上限の調整が行われる項目も含まれる

Table of Contents

1. 登壇者紹介
2. 電力・ガス取引監視等委員会の役割変化
3. PwC Japanグループ 紹介



PwCグローバルネットワークについて

PwCは世界最大級のプロフェッショナルサービスネットワーク

PwC^{*1}は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。

詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

People^{*2}

364,232人

FY22 - 327,947人

Locations

151カ国

FY22 - 152カ国

Revenues^{*3}

531億米ドル

FY22 - 503億米ドル

^{*1}PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

^{*2}2023年6月30日現在(サポートスタッフ含む)

^{*3}FY23の収益はPwC全ファームの合計収益で、FY23の為替レートの平均で換算し、米ドルで表示しています。FY22の合計収益はFY22の為替レートの平均で表示しています。収益にはクライアントに請求した経費も含まれます。会計年度は6月30日終了です。



PwCは、グローバル55カ国で電力システム改革関連のプロジェクト実績を有している。

「電力・託送・社会インフラ領域」のPwC Globalのサービス実績

グローバルでの豊富な知識

エネルギー専任スタッフが世界に25,755人在籍し、世界のエネルギー産業の団体や関連組織での認知度が高い

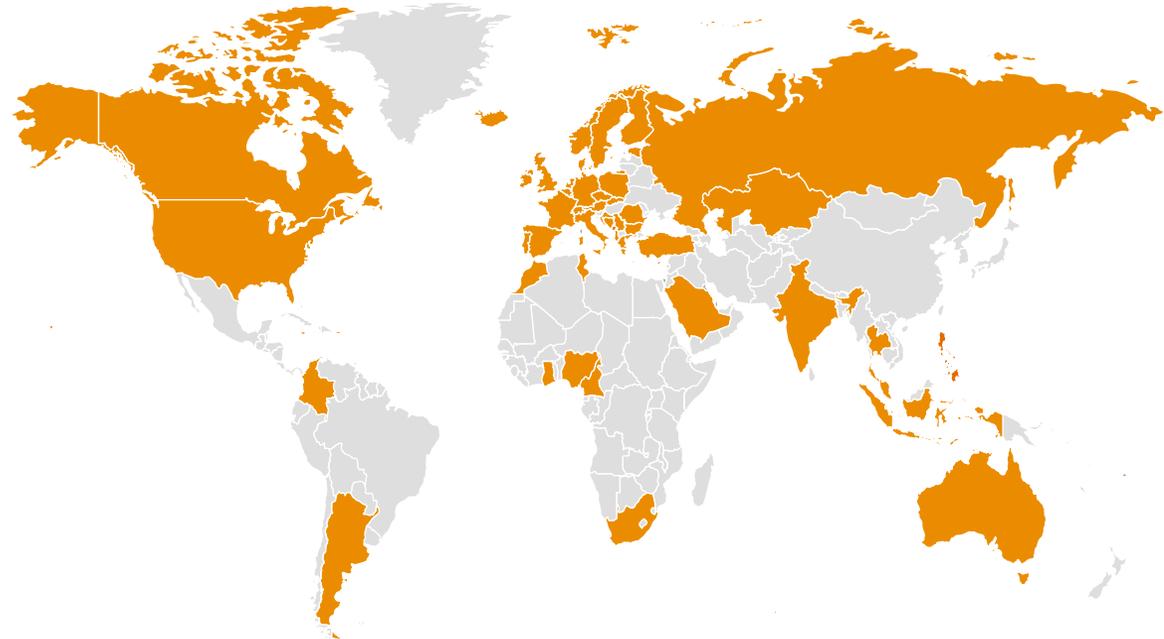


日本におけるサービス体制

PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC Japan有限責任監査法人、PwC税理士法人、PwC弁護士法人による連携体制

PwCが実績を有する分野

市場改革	規制
小売の競争	IPP
系統連系線	原子力
発送電分離	電力市場
トレーディング・リスク管理	システム



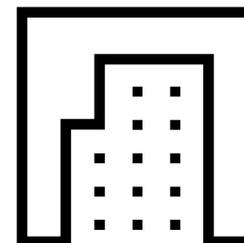
PwC Japanグループについて

PwCの日本におけるネットワーク

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。

複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約11,500人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

PwC Japanグループ



PwC Japan有限責任監査法人	PwC総合研究所合同会社
PwCコンサルティング合同会社	PwCサステナビリティ合同会社
PwCアドバイザリー合同会社	PwCビジネスアシュアランス合同会社
PwC税理士法人	PwCビジネスソリューション合同会社
PwC弁護士法人	PwC社会保険労務士法人
PwC Japan合同会社	PwCアウトソーシングサービス合同会社

Thank You

www.pwc.com/jp



© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.